

# 大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給等及び役務の提供（以下「工事等」という。）に係る競争入札の公平な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、町が発注する工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対する指名停止を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により指名停止を行われた有資格業者を工事等の契約のために指名してはならない。

3 第1項の規定により指名停止を行われた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止を行われた有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなった場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。）

(2) 別表第2第1号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第1号の措置要件に該当することとなった場合

(3) 別表第2第2号又は第3号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第2号又は第3号の措置要件に該当することとなった場合

3 町長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を別表各号及び前2項の規定による指名停止の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について極めて悪質な事由があると認め、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、指名停止の期間を別表各号並びに第1項及び第2項の規定による指名停止の期間の2倍まで延長することができる。

5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかになったときは別表各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更することができる。

6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の審査等)

第5条 町長は、指名停止の措置をとる場合は、指名業者選定委員会の審査を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、急を要し、指名業者選定委員会を開く暇が無いと認めるとき、又は町の工事等に影響を及ぼさない事案と考えられるときは、指名業者選定委員会の審査を省略し、指名業者選定委員会委員長の決裁をもって審査に代えることができる。この場合においては、次回の指名業者選定委員会においてその旨報告するものとする。

(指名停止の承継)

第6条 指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も承継するものとする。

(指名停止の通知)

第7条 町長は、第2条第1項、若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 町長は、当該指名停止の事由が町の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を求めるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事を発注する場合その他特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が町の発注する工事等を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 町長は、有資格業者について指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第11条 町長は、指名停止を行ったときは、別に定めるところにより、有資格業者の商号又は名称並びに指名停止事項及び指名停止の期間を公表するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年11月5日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3 箇月</p>
<p>(過失による粗雑等)</p> <p>2 (1) 町発注の工事等で、業者の過失により粗雑な成果品となったと認められるとき。</p>	<p>3 箇月</p>
<p>(2) 京都府内における町発注工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）を過失により粗雑に施工し、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>2 箇月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 町発注の工事等で契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 履行遅滞があったとき。</p>	
<p>ア 2 箇月以上の履行遅滞</p>	<p>3 箇月</p>
<p>イ 1 箇月以上 2 箇月未満の履行遅滞</p>	<p>2 箇月</p>
<p>(2) 工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p>	
<p>ア 公害及び危険防止対策不良</p>	<p>3 箇月</p>
<p>イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良</p>	<p>1 箇月</p>
<p>(3) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p>	<p>1 箇月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適當により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 安全管理の措置が不適切であったため、公衆の死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 町の工事等の履行に当たって生じたとき。</p> <p>イ 京都府内における一般工事等の施工であって、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 町の工事等の履行に当たって生じたとき。</p> <p>イ 京都府内における一般工事等の施工であって、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>5 安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ア 町の工事等の履行に当たって生じたとき。</p> <p>イ 京都府内における一般工事等の履行に当たって生じたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 町の工事等の履行に当たって生じたとき。</p> <p>イ 京都府内における一般工事等の履行に当たって生じたとき。</p>	<p>6 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p>

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者等」という。）が贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 町職員に対する贈賄</p> <p>(2) 府内の他の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>(3) 府外の他の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し有資格業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、本町の工事等の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 町の工事等がその対象とされたとき。</p> <p>(2) 京都府内（町を含む。）の機関の工事等に関するとき。</p> <p>(3) 京都府外の機関の工事等に関するとき。</p> <p>(談合)</p> <p>3 業務に関し有資格業者が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 町の工事等がその対象とされたとき。</p> <p>(2) 京都府内（町を含む。）の機関の工事等に関するとき。</p> <p>(3) 京都府外の機関の工事等に関するとき。</p>	<p>12 箇月</p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>12 箇月</p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>12 箇月</p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し有資格業者が不正又は不誠実な行為をし、町の工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者等が、暴力行為を行い逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 町内における暴力行為</p> <p>イ 京都府内における暴力行為</p> <p>ウ 京都府外における暴力行為</p> <p>(2) 業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反をしたとき。</p> <p>ア 町の工事等における違反</p> <p>イ 町以外の工事等における違反</p> <p>(4) 有資格業者等が、本町の職員に対し不当要求行為等を行ったとき。</p> <p>(5) 町の工事等に係る競争入札に際し、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。</p> <p>(6) 町の工事等に係る競争入札に際し、正当な理由なく担当職員の指示に従わなかったとき。</p> <p>(7) 町の工事等に係る競争入札で落札した場合又は随意契約において見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。</p>	<p></p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p></p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>3 箇月</p>



措 置 要 件	期 間
(8) 町の工事等に係る競争入札、又は随意契約において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	3 箇月
(9) 有資格業者等が、町の職員に対し、金銭の貸付を行ったとき。	3 箇月
(10) 有資格業者等が、町の職員に対し、対価を求めず役務の提供、不動産・物品等の貸付を行ったとき。	3 箇月
(11) 有資格業者等が、町の職員に対し、供応接待、中元・歳暮等贈答を行ったとき。	3 箇月
(12) 有資格業者等が、町の職員から事業者との接触に当たって禁止されている事項に低触する働きかけがあったにもかかわらず、町に通報しなかったとき。	1 箇月
(建設業法違反)	
5 建設業法の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
(1) 町の工事等がその対象とされたとき。	9 箇月
(2) 京都府内（町を含む。）機関の工事等に関わるとき。	6 箇月
(3) 京都府外の機関の工事等に関わるとき。	3 箇月
(代表役員等の犯罪)	
6 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる、次に掲げる地域における犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、町の工事等の相手方として不適當であると認められるとき。	

措 置 要 件	期 間
(1) 京都府内	2 箇月
(2) 京都府外	1 箇月

備考 別表第1及び別表第2において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- 1 「負傷者」とは、治療180日以上 of 傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。
- 2 「業務関係法令」とは、建設基準法（昭和25年法律第201号）、警備業法（昭和47年法律第117号）等をいう。
- 3 「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。
- 4 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。
- 5 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検、起訴されたとき又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。

